

平成30年瑞穂町教育委員会第11回定例会 会議録

平成30年11月22日瑞穂町教育委員会第11回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 村上 豊子 君 ・ 2番 中野 裕司 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君
指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君 ・ 社会教育課長 桶田 潔 君 ・ 図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

- 日程第3 議案第27号 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について
(瑞穂町民会館条例及び瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第28号 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について
(瑞穂町文化財保護条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第29号 議会の議決を経るべき指定管理者の指定中教育に関する部分の意見聴取について
(瑞穂町耕心館及び瑞穂町郷土資料館の指定管理者の指定)
- 日程第6 議案第30号 平成30年度一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第7 協議事項1 平成31年度一般会計教育費予算の編成について
- 日程第8 報告事項1 瑞穂町奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年瑞穂町教育委員会第11回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、3番、滝澤委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。
お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第27号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町民会館条例及び瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長 議案第27号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例の一部改正のうち、教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

1枚おめくりください。

新庁舎建設事業に伴い、瑞穂町民会館を住民の利用に供することを一時停止している期間及び瑞穂ビューパーク、具体的にはスカイホール小ホール等ですが、使用料の減免の特例の期間を延長するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

この議案は、住民部地域課が所管する「町民会館条例」と教育部社会教育課が所管する「瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例」の2条例を同時に改正するものです。

内容は、それぞれの条例の附則で定めている期日、「平成31年6月30日」を「平成32年3月31日」に改めます。また、附則として、それぞれの条例を公布の日から施行するものです。説明は以上です。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第27号に対する討論を行います。

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第27号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第27号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第4、議案第28号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂町文化財保護条例の一部を改正する条例)を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長 議案第28号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例の一部改正のうち、教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長 詳細について説明いたします。

文化財保護法で規定されている指定文化財及び登録文化財制度に倣い、新たに登録文化財に関する規定を追加し、また、文言を整理するため、条例の一部改正を行います。

主な改正の趣旨を申し上げます。

町内には町指定文化財の対象外であっても、歴史的価値や文化的意義がある文化財が存在しています。これら貴重な文化財の保護及び活用を図り、後世に残すため、条例を一部改正し、登録文化財に関する規定を追加します。

また、瑞穂町文化財保護審議会への諮問事項に、登録文化財の登録及び登録の解除等に関する規定を追加します。同時に、登録文化財制度創設による影響により、瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例の一部を改正します。

それでは、改正内容について説明しますが、条例中、章や条等のずれ及び文言整理は省略します。

議案書を5枚おめくりいただき、新旧対照表の5ページをご覧ください。

第6章として町登録文化財に関する規定を追加します。

第37条は、教育委員会による登録文化財の登録方法を定めます。

1枚おめくりいただき、6ページをご覧ください。第38条は、所有者等の申請による登録文化財の登録方法を定めます。7ページをご覧ください。第39条は、登録文化財の指定の解除方法を定めます。

1枚おめくりいただき、8ページをご覧ください。

第40条は、登録文化財の所有者の変更等を定めます。9ページをご覧ください。第41条は、登録文化財の保持者の氏名変更等を、第42条は、準用規定を定めます。第45条は、文化財保護審議会への諮問について定めるもので、第1項第6号では登録文化財の登録・解除について、同項第7号では、登録無形文化財の保持者及び保持団体の認定・解除について定めます。

1枚おめくりいただき11ページをご覧ください。附則として、第1項では、新たな登録文化財制度の周知期間を考慮し、施行期日を平成31年4月1日とするものです。1枚おめくりください。附則第2項による改正は、瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例の一部を改正し、保存樹林地等の指定等の適用除外に登録文化財を追加します。説明は以上です。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第28号に対する討論を行います。

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第28号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第28号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第5、議案第29号、議会の議決を経るべき指定管理者の指定中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町耕心館及び瑞穂町郷土資料館の指定管理者の指定）を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長 議案第29号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき指定管理者の指定のうち、教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長 説明いたします。

1枚おめくりください。

瑞穂町耕心館及び瑞穂町郷土資料館の指定管理者として、次の者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

指定の内容ですが、1 公の施設の名称 瑞穂町耕心館 瑞穂町郷土資料館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 アクティオ株式会社 代表取締役社長 鈴木 悟
東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日までです。

なお、この業者は、現在、耕心館及び郷土資料館の指定管理を行っているものです。

次ページの資料は、選定結果の資料となります。評点合計ですが、瑞穂町耕心館の701/800点は、100点満点に換算すると87.6点、瑞穂町郷土資料館714/800点は、89.2点となります。また、選定にあたっては、担当部である教育部は、審議に加わっていないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 比較するものがないため、この得点が高いものなのか分かりません。もう少し詳しく教えていただきたい。

もう一点、さらに良くするためには、何が必要なのかなど、評価委員会の中で意見が出たのか、それとも点数だけを付けたのか、そのあたりを知りたい。

図書館長 町施設の指定管理における事例は、石畑保育園になります。いままでと同じ法人が指定管理を受けました。その時の点数よりも高いものであるとのことです。

2点目のさらに良くするためにはという点ですが、評価する人の主観で点数が付けられており、どのポイントで点数が高いのか低いのかは分からない状況です。

また、選定委員のメンバー構成ですが、内部の人が3名。その他、金融機関の方や税理士の方なども入ってまして、第三者からの視点もあります。

鳥海教育長 少し補足します。内部職員だけでは経営的視点が不足しているため、金融機関等の方も入っていただき、その部分を補うことを目的としています。

関谷委員 郷土資料館に良く行きますが、職員がよく入れ替わるように思えます。アクティオという会社が他にどのような事業展開をしているのか、そのあたりを知りたい。

図書館長 他の施設で一番大きなところでは、平成24年から東京スカイツリーの運営の一部を請け負っています。近郊であれば埼玉県狭山市の博物館、その他全国的に、博物館等に限らず、川崎市の市民ミュージアムなど市民センターなどの指定管理も請け負っています。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第29号に対する討論を行います。

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第29号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第29号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第6、議案第30号、平成30年度一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長 議案第30号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成30年度一般会計補正予算（第5号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので本案を提出するものです。

詳細について説明いたします。1枚おめくりください。

まず、歳入です。科目名称と増額理由を説明いたします。

ナンバー1、「学校臨時職員賃金等交付金」は、就学援助事務に係る学校臨時職員1名分の補助金を新たに予算計上します。ナンバー2、「図書館振興財団振興助成金」は、図書館を使った調べる学習コンクールに対する助成金を増額補正します。

裏面をご覧ください。

このページから歳出です。科目名称と増額理由を説明しますが、契約差金についての説明は省略します。

ナンバー1、「羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金」は、羽村市、瑞穂町の今年度の負担割合が確定したことから増額補正します。ナンバー2、臨時雇賃金は、先程、歳入で計上した就学援助事務に係る学校臨時職員1名分を増額補正します。ナンバー3、「修繕料」は、主に消防設備点検で指摘のあった二小・四小の火災報知設備受信機などの修繕費を増額補正します。ナンバー10、「修繕料」は、小学校の校務用パソコンの修繕費を増額補正します。ナンバー11、「修繕料」は、主に瑞中の給食リフト点検で指摘のあったリフト巻上機などの修繕費を増額補正します。ナンバー12、「修繕料」は、中学校の校務用パソコンの修繕費を増額補正します。ナンバー13、「嘱託員報酬」は、主に音楽普及嘱託員分の報酬を減額補正します。ナンバー14、「嘱託員報酬」は、最低賃金

改定に伴い増額補正します。ナンバー15、「職員普通旅費」は、図書館を使った調べる学習コンクールに係る出張費を増額補正します。

次に、ナンバー18、「修繕料」は、10月の台風24号で被害のあった、町営第2グラウンドの防砂ネットの修繕費を増額補正します。ナンバー19、「消毒薬剤費」、ナンバー20、「プール運営委託料」は、町営プール運営経費で不用となった予算を減額補正します。次に、ナンバー20、「植栽等管理委託料」は、台風24号で被害のあった、中央体育館敷地内、少年サッカー場の倒木処理のための費用を増額補正します。

説明は以上です。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 給食組合負担金について、もう少し詳細な説明をお願いします。

教育課長 まず当初予算を組むときに、羽村市と瑞穂町の前年度10月期の児童生徒数の予測人数を算出し、按分をして予算立てを行います。年度があけて、5月1日現在の確定人数が出ます。その数値に基づき、負担割合を決定します。当初予定していた人数との差により、瑞穂町への負担額が増加したということです。

関谷委員 音楽普及嘱託員報酬の減の内容について、もう少し詳しく説明願います。

社会教育課長 予定していた嘱託員が昨年度から体調を崩し、長期間休みをとられていました。本人と協議し、辞める意向を確認したため、減額するものです。

関谷委員 復帰することなく辞められたということでしょうか。

社会教育課長 その通りです。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第30号に対する討論を行います。

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第30号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第30号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第7、協議事項1、平成31年度一般会計教育費予算の編成についてを議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

平成31年度一般会計教育費予算を編成する必要があるため、協議させていただくものです。

1枚おめくりください。

この資料は、11月1日に町から示された「平成31年度予算編成方針の写し」です。概要について説明させていただきます。

「1 はじめに」とありますが、この項目では平成31年度の町の予算に対する方針がまとめられています。

下から4行目になります。方針のまとめとして、「超少子高齢社会の進展に対応する各種施策、地域の特色を考慮した地域オーダーメイドの実現などを視野に入れ、今進めるべきことを見極めるとともに、効率的で実効性の高い施策を構築することを基本として、平成31年度の予算編成に当たることを指示します。」とされています。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

2として、「国の経済の動き」、3として「国・東京都の予算編成の動き」が記されています。

4として「瑞穂町新年度予算に反映させるべき重点事項」は、今回、新たに加わった項目で、特に重点を置く施策が5項目、示されています。教育委員会関連項目は、まる2ですが、「図書館本体及び各種付属機器の老朽化に対応するため、現図書館のスーパーリニューアルに向けた検討を加速」と記されています。

3ページになります。5として「平成31年度予算編成に向けた基本的視点」が示されています。この3ペー

ジ以降が予算編成方針の具体的な内容になりますが、教育委員会に関連した、歳出予算について説明いたします。なお、説明は、今回、新たに加わった言葉や項目のみとさせていただきます。

恐れ入ります、6ページをご覧ください。

ページの中段下あたりにある、ローマ数字 3 豊かな心を育むまち をご覧ください。ローマ数字で記された項目は、町の第4次長期総合計画での事業区分となります。初めに(1)です。「さらに」以降の「新学習指導要領の改定に併せて、第2次教育基本計画(学校教育)を策定すること」、この言葉が新たに加わりました。

7ページをご覧ください。

(4)です。「さらに」以降の「中学校への特別支援教室設置に向けて継続的な準備を進めること」、この言葉が新たに加わりました。次に(6)です。文中の「平成30年度に策定したICT教育施設整備計画に基づき」という言葉が加わりました。次に、ローマ数字の4 一人ひとりが生涯輝けるまち に区分された事業です。(2)です。「また」以降の「検定結果に基づき、地域コーディネーターを育成し、ふるさとづくりを推進すること」、この言葉が新たに加わりました。次に(3)です。「また」以降の『町民体育祭については、「町民体育祭在り方検討会」での検討結果を踏まえ、事業の実施を検討すること』、この言葉が新たに加わりました。

(4)です。上から2行目に「また、老朽化した施設の改修整備に着手するため」とありますが、この「着手するため」の部分が、去年は「念頭に置き」という表現でした。

8ページをお開きください。

真ん中あたりの、ローマ数字の6 人がつながるあたたかいまち に区分された事業です。(3)です。モーガンヒル市との姉妹都市交流についてです。平成31年度は瑞穂町からモーガンヒル市へ中学生を派遣する年であることから言葉が一部、修正されました。

以上が平成31年度予算編成方針の概要ですが、現在、この方針の趣旨を踏まえ予算編成を行っています。
説明は以上です。

鳥海教育長 説明は終わりました。これより、協議いたします。
ご意見またはご質問はございますでしょうか。

鳥海教育長 ご意見またはご質問はないようですので、終結いたします。
これよりお諮りします。協議事項1について、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声)

異議なしと認め、協議事項1については、原案どおり承認されました。

鳥海教育長 日程第8、報告事項1、瑞穂町奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 報告事項1については、瑞穂町奨学金支給条例施行規則の一部を改正し、告示しましたので報告します。
詳細につきましては、教育課長が説明します。

教育課長 説明いたします。この制度は、生活困窮世帯の生徒の保護者に対して、高等学校等入学時に必要となる費用の一部を支給する制度ですが、今回規則の一部を改正したため、報告するものです。
内容を説明します。

恐れ入りますが、5枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。第8条第2項中、「国民保険税」の次に、「並びに給食費」を加えます。給食費の納入状況は、従来から確認していたことに鑑み、今回改めて規則に規定するものです。第8条第3項中、「収入額及び納税の状況が、前項の規定を」を「収入額、納税の状況及び給食費の納入の状況が、前項の規定を」に改めます。前項の規定追加に伴い、給食費の納入状況を決定基準に加えるものです。附則として、この規則は平成30年11月1日から施行するものです。

なお、規則改正に伴い、様式第1号中、申請年月日を記入する欄の平成という元号を削除します。「年・月・日」と表記します。

また、新旧対照表から、3枚お戻りいただき、様式第2号をご覧ください。中学校長が推薦する奨学生推薦書となりますが、様式中段の「第3学年での出欠状況」欄が、従来第1学年から第3学年の3年間の出欠席の状況となっていたものを審査委員会の意見等を踏まえ、第3学年での出欠状況のみに変更しました。また、生徒の学習所見や家庭の教育に関する関心といった記入欄がありましたが、総合的な所見から学校長に記入していただくということで、特記事項欄として統一しました。また最後に、様式の下段になりますが、推薦年月日のところ、従来では平成と表記していましたが、取り除いた形に改めるものです。

以上で、説明を終わります。

鳥海教育長
村上委員

以上で説明は終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

意見ですけれども、特記事項に関する枠が、小さく感じます。学校長からの推薦を詳しく記述できるように、枠を拡げてもいいのかなと感じました。

教育課長
関谷委員

今回は既に配布済みとなっていますので、次回から只今のご意見を配慮したいと思います。

その件に関してですが、この書式は奨学金に関して、基準を満たしているかどうかを記載するもので、この枠の大きさで良いと思います。

鳥海教育長

補足します。一定基準の方を満たしている人に対して審査し、支給するものです。特記事項については、一定基準を満たしていないが、こういった状況であるため奨学金を支給するに値するといったことを記述する欄になります。そのように理解しています。

中野委員

給食費の完納という文言が追加されていますが、今迄、未納者が多くあったことに起因しているということでしょうか。

教育課長 未納の方はほとんどいない状況であると認識しています。要保護、準要保護の世帯の基準に準じて審査しているものですので、給食費を支払っているのが前提となっています。ただし、申請主義に基づくものですので、あらゆる方が申請をしてきます。例えば、収入の多い方が申請された場合、審査としては、納めるべき税金の状況であったり、給食費の納入状況であったりが項目としてあります。また構成メンバーに給食課長が入っていることもあり、今回、文言を追加させていただきました。

過去に国民保険税の未納で非該当になったケースはあったようですが、知っている限り、給食費の未納でのケースはありません。

鳥海教育長 ご質問もないようですので、委員には、さようご了承ねがいます。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて平成30年瑞穂町教育委員会第11回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時47分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員